

○松浦市市内経済循環と市外需要の獲得の推進に関する条例

令和2年6月26日

条例第31号

(目的)

第1条 この条例は、市内経済循環と市外需要の獲得の推進について、基本理念を定め、市、経済団体、事業者及び市民の役割を明らかにするとともに、市産品及び市内事業者が提供する役務の利用促進に関する施策を総合的に推進し、もって松浦市経済の活性化及び市民所得の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市内経済循環 市内において、市産品を消費し及び利活用し並びに市内事業者が提供する役務を利用することをいう。
- (2) 市外需要の獲得 市外において、市産品を流通・販売し、及び市内事業者により役務を提供することをいう。
- (3) 市内事業者 市内に営業所等を有する個人事業者又は法人（法人にあつては、市内の営業所等において常勤の従業員を雇用している法人に限る。）をいう。
- (4) 役務 他人のために行う労務又は便益をいう。
- (5) 経済団体 商工会議所、商工会、観光物産協会その他の経済活動に係る団体をいう。

2 この条例において「市産品」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 市内で生産され、採取され、又は水揚げされる物
- (2) 市内で製造され、又は加工される物

3 市外で製造され、又は加工される物であっても、その主たる原材料が前項各号に掲げるもので、松浦市の商品として、他の商品との差別化を図っているものは「市産品」とみなす。

4 第2項第2号に掲げる物であっても、松浦市以外の地域の商品として、他の商品との差別化を図っているものは、「市産品」に該当しないものとみなす。

(基本理念)

第3条 市内経済循環及び市外需要の獲得は、次に掲げる基本理念に基づいて推進するものとする。

- (1) 松浦市経済の活性化、後継者育成及び市民所得の向上に寄与すること。
- (2) 市内の地域資源を積極的に活用した市産品の開発・改良、市内事業者が提供する役務の開発及び新規創業を促進すること。
- (3) 地域コミュニティの維持及び再生を図ることにより、地域の活性化並びに関係人口及び交流人口の拡大につなげること。
- (4) 市産品及び市内事業者が提供する役務に関わる産業を育成するとともに、市内事業者を支援することにより、市内に新たな雇用機会を創出すること。

(市の役割)

第4条 市は、基本理念（前条に規定する基本理念をいう。以下同じ。）にのっとり、市内経済循環及び市外需要の獲得の推進に係る施策を推進するものとする。

2 市は、市内経済循環及び市外需要の獲得の推進に関する施策を実施する場合には、県と連携するとともに、県から情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を受けるように努めるものとする。

3 市は、市内経済循環及び市外需要の獲得の推進を図るために必要な支援措置を講ずるよう努めるものとする。

(経済団体の役割)

第5条 経済団体は、基本理念にのっとり、市产品及び市内事業者が提供する役務の利用促進を図るため、事業者に対し、必要な支援を行うよう努めるものとする。

2 経済団体は、基本理念にのっとり、市が実施する市内経済循環及び市外需要の獲得の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 市内事業者は、基本理念にのっとり、商品の開発・改良に努め、新事業開拓等の経営革新に取り組むよう努めるものとする。

2 市内事業者は、基本理念にのっとり、市及び経済団体による市内経済循環及び市外需要の獲得に係る施策の推進に積極的に協力するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第7条 市民は、市内経済循環及び市外需要の獲得の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。